

一般職の任期付職員を採用に関する条例を公布する。

令和二年十月九日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第二十九号

一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第二項及び第七条第一項の規定に基づき、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当

該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができない期間が一定の期間に限られる場合（任期の更新）

第三条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（特別区人事委員会規則への委任）

第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月九日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十号

東京都北区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

東京都北区立特別養護老人ホーム条例（昭和六十三年六月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立特別養護老人ホーム上中里つつじ荘の項中「東京都北区上中里二丁目四十五番二号」を「東京都北区浮間三丁目十一番二十六号」に、「百二十名」を「六十五名」に、「十名」を「〇名」に改める。

付則中「東京都北区規則」を「規則」に改め、付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の一項を加える。

（東京都北区立特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘の定員の特例）

2 令和二年十二月一日から規則で定める日までの間、東京都北区立特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘の入所及び短期間入所の定員は、各定員の合計が百六十名を超えない範囲内においてそれぞれ規則で定める。

付 則

この条例中別表の改正規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から、付則の改正規定は令和二年十二月一日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月九日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十一号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の六中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、区長は、高齢者住宅等の指定管理者を指定する場合（前項に規定する場合を除く。）において、既に当該高齢者住宅等以外の高齢者住宅等の指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者が当該高齢者住宅等の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるときは、既指定管理者を議会の議決を経て、当該高齢者住宅等の指定管理者に指定することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月九日

東京都北区長  
花川與惣太



東京都北区条例第三十二号

東京都北区営住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区営住宅条例（平成九年十二月東京都北区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の三中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、区長は、区営住宅等の指定管理者を指定する場合（前項に規定する場合を除く。）において、既に当該区営住宅等以外の区営住宅等の指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者が当該区営住宅等の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができる」と認められるときは、既指定管理者を議会の議決を経て、当該区営住宅等の指定管理者に指定することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月九日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区条例第三十三号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十六万五千五百円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

付則第三条第五項及び第六項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に  
おいて、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学  
校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十二条第二項の規定に基づく介護補償  
（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）と  
して支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払と  
みなす。